

1 緊急措置等による事業者の経営基盤の強化について（平成20年4月1日施行）

昨年末の担当者会議でお示しした「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」等による事業者の経営基盤の強化については、省令及び告示の改正（平成20年4月1日施行）を行うこととしているが、その内容については下記のとおりであるので、本改正が円滑に実施されるよう、適切な準備をお願いする。

=====

<改正案の概要>

1. 通所サービスに係る単価の引上げ

次の通所サービスについて報酬の単価を約4%引き上げる。（詳細別紙）

（対象となる通所サービス）

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

2. 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和

次の通所サービスについて、定員を超えて利用者を受け入れる場合に報酬が減額されることとなる利用者数の基準を緩和する。

（対象となる通所サービス）

生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

（基準の改正案）

（1）過去3ヶ月間の利用実績

ア. 定員11人以下の場合：

過去3ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員+3) × 開所日数

イ. 定員12人以上の場合：

過去3ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員×125%) × 開所日数

（2）1日当たりの利用実績

ア. 定員50人以下の場合：

利用者数 > 定員の150%

イ. 定員 51 人以上の場合：

利用者数 > [(定員-50) ×125%] +75

3. 居住系サービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算等

(1) 施設入所支援及び旧法施設支援（通所を除く。）

入院・外泊時加算が算定されない8日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3か月を限度）。

(2) 障害児施設支援（知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設において行う支援）

入院・外泊時加算が算定できない12日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3か月を限度）。

(3) 共同生活介護及び共同生活援助

利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。

○ 長期入院時支援特別加算

◇算定要件

- ・ 1回の入院について、3ヶ月に限り算定する。
- ・ 概ね週1回以上の訪問や一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 入院期間が3日以上 122単位/日（経過的ケアホームを除く。）
- ・ 入院期間が3日以上 76単位/日（経過的ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 入院期間が3日以上 76単位/日

※入院時支援特別加算との選択制とし、併給は不可とする。

○ 長期帰宅時支援加算

◇算定要件

- ・ 1回の帰宅等について、3ヶ月に限り算定する。
- ・ 一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 帰宅期間が3日以上 40単位/日（経過的ケアホームを除く。）
- ・ 帰宅期間が3日以上 25単位/日（経過的ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 帰宅期間が3日以上 25単位/日

※帰宅時支援加算との選択制とし、併給は不可とする。

上記(1)及び(2)については、入院時支援特別加算との選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(1)及び(2)に係る入院時支援特別加算について、1,122単位を算定する入院日数要件を「当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間の日数の合計が4日以上」に緩和する等の改正を行う。

上記(3)については、入院時支援特別加算（入院の場合）又は帰宅時支援加算（帰宅の場合）の選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(3)に係る入院時支援特別加算について1,122単位、帰宅時支援加算について374単位を算定する入院等の日数要件を「当該月における入院期間（外泊の初日及び最終日を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が7日以上12日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームを除く。）」、「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が17日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームのみ）、共同生活援助）とする改正を行う。

4. 就労継続支援B型の事業を行う事業者への報酬の加算等

(1) 就労継続支援B型サービス費（I）の算定要件の緩和

特定旧法指定施設における就労継続支援B型サービス費（I）の算定の要件である利用者全体に占める障害基礎年金1級受給者の割合について、「100分の20以上」を「100分の10以上」とする。

(2) 日標工賃達成加算の算定要件の緩和

就労継続支援B型の事業を行う事業者について、現行の日標工賃達成加算に加え、以下の①から③までのいずれにも該当する場合にも報酬を加算する。

- ① 前年度の平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること
- ② 各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること
- ③ 前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること

5. ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲の拡大

障害程度区分4以上の者で以下の①及び②の要件を満たすものについては、現行の対象者に加え、ケアホームにおいて居宅介護（身体介護に限る。）を利用できることとする（平成21年3月31日までの時限措置）。

- ① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること
- ② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認める

こと

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

また、上記特例を利用する場合の国庫負担基準を定める。

※ 現行の対象者については、現行どおりの取扱いとする。

6. 小規模作業所の法定事業への移行に係る基準の見直し

小規模作業所又は地域活動支援センターが、「都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域」において障害福祉サービス事業を行う場合に、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る定員要件を20名から10名に緩和する（平成24年3月31日までの時限措置）。

7. その他

(1) 通院介助の範囲の拡大

給付の対象となる移動の範囲について、「公的手続及び相談のために訪れる官公署」まで拡大する。

(2) 行動援護の対象者の拡大

行動援護の対象者に係る要件について、行動援護判定基準「10点以上」を「8点以上」とする。

(3) 従たる事業所の設置

児童デイサービス、障害者支援施設及び地域活動支援センターについて、従たる事業所を設置し、一体的に管理・運営することを可能とする。

(4) 小規模加算の見直し

平成21年3月31日までの時限措置とされている共同生活介護及び共同生活援助に係る小規模事業加算並びに共同生活介護に係る小規模事業夜間支援体制加算の報酬単価について、平成20年度は平成19年度の2分の1とされているものを見直し、平成19年度と同額とする。

また、小規模事業加算について、複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲（個々の共同生活住居間を概ね10分程度で移動できる範囲）にある場合についても、個々の共同生活住居ごとの入居定員により算定することを可能とする。

<施行日>

平成20年4月1日

=====

2 緊急措置に係る利用者負担の見直しについて（平成20年7月1日施行）

緊急措置に係る利用者負担の見直しの内容については、平成20年1月17日の厚生労働関係部局長会議において既にお示ししているところではあるが、平成20年7月1日の施行を予定していることから、政省令改正に係る詳細な内容については、4月中を目途にお示しすることを予定しているので、あらかじめ御承知おき願いたい。

また、利用者負担の見直しにおいて、「世帯の範囲の見直し」を行うこととしているが、これに関し、主な留意点は以下のとおりであるので御留意いただきたい。

- ① 利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみを対象とする、
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限月額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断する、
- ③ 高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみを対象とする。